

	原則・指針	対応状況
原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。	
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	会計監査の品質の持続的な向上に向け、当監査法人では常に統括代表社員自らが会計監査の品質重視のためのメッセージを継続的に発信し、品質管理システムの遵守及び改善に向けた法人の構成員の主体的な行動を促しております。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人では、法人の構成員が共通に保持すべき価値観として「経営理念」及び「行動指針」を定め、研修等を通じて構成員に対しそのメッセージを伝達しております。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるように、研修や監査現場等での機会を通してメッセージを伝え、適切な動機付けを行っております。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	研修会、監査現場での討論を通じて議論を深め、各種課題等へ積極的に対処する組織文化、風土の醸成に努めております。
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に對して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	被監査先に対しては、原則として非監査業務の提供は行わないこととしております。 利益相反の有無及び独立性については、定期的な確認に加え、新規契約時等に必要に応じて確認しております。 監査法人構成員の兼業・副業については、幅広い知見や経験を積むうえで有益な面もあるため認めていますが、上記の通り確認を行うことにより、利益相反や独立性への懸念を払拭するようにしております。
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	当監査法人はグローバルネットワークへの加盟や他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っていないため、該当事項はありません。
原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	組織的な運営を確保するため、最高意思決定機関として社員会を設置し、積極的な議論を通して経営機能の実効性を確保しております。
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。  ①監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与  ②監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備  ③法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備  ④監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	不正等により企業経営に重大な影響が生じ得る事案については、当監査法人の最高意思決定機関である社員会において議論を行うことにより、適正な判断が確保される体制を整備し、そこで議論を踏まえ、会社と協議することとしております。  各監査チームは、被監査会社が属する業界に影響のある経済指標の分析等を実施し、経営者ディスカッションや監査役等とのコミュニケーションを行っております。  研修の受講指示及び社員評価規程等の運用により人事管理等に資する体制を整備しております。  ITプロジェクトチームを設置し、監査業務のIT化への対応を積極的に進めております。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	経営機能を担う社員については、監査業務の経験、専門的な知見等を踏まえ、社員会における合意により選任しております。
原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は、社員会等を通して社員相互の監督・評価を果たせる状況にあると判断しておりますが、独立性を有する第三者の知見を活用し、経営機能の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきとの観点から、2025年7月より独立性を有する外部のアドバイザー1名を選任しております。

	原則・指針	対応状況
指針3－2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の意見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立性を有する第三者による監督・評価機能の支援については、当監査法人において2025年7月より導入しております。期待する役割としては、原則3-3に記載のとおりであり、倫理規則に準じた独立性の確保を求めております。
指針3－3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任・評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・法人の人才育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	独立性を有する第三者に期待する役割は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営機能及び組織的運営の実効性の向上に資する助言・提言</li> <li>・品質管理システムの向上に関する助言・提言及び支援</li> <li>・人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定についての助言・提言</li> <li>・法人内外からの通報への対応及び伝えられた情報の活用状況についての助言・提言</li> </ul>
指針3－4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	小規模監査法人である現状を鑑みれば、独立性を有する第三者に対しての情報提供は、隨時監査法人メンバーが対応することで問題はないと考えているが、特に補佐が必要になる場合には、改めて選任することとなります。
原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間ににおいて会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	
指針4－1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	研修会、監査現場での討論を通じて、議論を深め、各種課題等へ積極的に対処する組織文化、風土を醸成するよう努め、監査法人内で情報共有できるよう積極的にコミュニケーションを図っております。
指針4－2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人では、法人構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成については研修及び品質管理担当社員が、また、人事管理・評価及び報酬に係る方針については統括代表社員及び総務担当社員を中心化しての説明、情報共有及び協議・決定が行われる運用体制となっている。社員会では、構成員が職業的懐疑心を適正に発揮しているかどうかについて十分に評価しております。
指針4－3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。  ①法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知識や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること  ②法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知識や経験を獲得する機会が与えられること  ③法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知識や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること  ④法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当監査法人では、合議制による審議会の他、統括代表社員の下に品質管理、業務管理、研修、総務、業務開発の各部門が設置され、各部門の責任者及び担当者は知識や経験をもとに選任し、監査業務とのバランスを考慮して配置を決定しています。  法人の構成員の配置において、非監査業務への従事経験を考慮すること、あるいは新規業務を獲得した際に積極的に経験を得られるように人材育成面からも機会を与えることについて、社員会で協議の上対応が図られております。  構成員の会計監査に関する知識や経験は、関与社員からの情報や評価等をもとに法人内に情報共有され、法人全体の担当会社等及び配員計画に反映しております。  当監査法人は、法人の構成員が業務と並行して、自己の能力開発に取組む姿勢を評価・尊重しており、様々な分野での専門性を高め、ひいては監査業務の品質向上や法人の成長に一層の貢献を期待しています。そのため、構成員の業務従事日数に配慮する等により、業務を行いややすい環境を整備しております。
指針4－4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人は、被監査会社等の経営陣幹部及び監査役等との意見交換等を図ることを最重視しており、毎期ディスカッションやコミュニケーションを実施します。
指針4－5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当監査法人は、Webサイトを設定し、法人内外からの通報に関する方針及び手続として内部規程を定め、通報に関する情報を品質管理の向上のために利用すること、また通報者が不利益を被る危険を負わないように配慮すべきことを規定しております。
原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
指針5－1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則への取組み状況や会計監査の品質向上に向けた取組みについて、当監査法人のWebサイトにて「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」として毎期公表いたします。

	原則・指針	対応状況
指針5－2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	当監査法人の最高責任者である統括代表社員から監査の品質管理の重要性を繰り返し伝達し、指示しております。
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針について、「経営理念」及び「行動指針」として規程化しております。
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」「監査法人のガバナンス・コードの適用状況（当書類）」をWebサイトにおいて公表し、当監査法人の目指す方向性や会計監査の品質の向上に向けた取組みなど情報利用者による評価に資する情報を開示いたします。
	・監査法人における品質管理システムの状況	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・経営機関等の構成や役割	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	本報告書「II. 経営管理の状況等」に記載しております。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	当監査法人では、監督・評価機関を設置してはおりませんが、品質管理担当責任者監査品が中心となり監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価を行っております。
指針5－3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	当監査法人は、現状でグローバルネットワークや他の法人等との包括的な業務提携等を通じたグループ経営を行っておりません。
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	該当事項はありません。
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	該当事項はありません。
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	該当事項はありません。
指針5－4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当監査法人では、被監査会社の経営者および監査役等と深度ある意見交換を行うとともに、監査の現場においても経理担当者等と十分意見交換や議論を行います。独立性を有する第三者の知見の活用は、2025年7月より開始しております。（上記の「原則3」の対応状況をご参照ください。）
指針5－5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人の品質管理システムの整備・運用状況について、品質管理担当社員が毎期評価し、その結果を社員会に報告しております。
指針5－6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	指針5－5における評価の結果や、入手した各種情報を基に、統括代表社員の責任の下、品質管理担当社員が改善案を策定し、必要な改善を図るものとします。